

令和2年4月7日
公益財団法人日本中毒情報センター

新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言発令に対する
公益財団法人日本中毒情報センターの対応について

今般、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大している事態を受け、当センター事業所（大阪中毒110番）の所在する大阪府に緊急事態宣言が発令されました。

これを受けて、当センターの今後の中毒110番等の事業継続対応に関して、以下の通りご連絡を致します。

当センター職員には、日頃から基本的な感染対策や、咳エチケット等の感染防止策を徹底すると共に、疑わしい症状（37.5度以上の発熱や気管支系の症状等）時の自宅待機などの対策を行っております。

当センター内で職員の感染者が発生した場合は、感染判明から2週間程度遡って濃厚接触した可能性がある職員の出社が制限されることから、事業所が閉鎖になる可能性があります。これを避けるために、各事業所内で職員を複数班に分散したシフトを組み、事業所の閉鎖を回避し、極力事業の継続を維持したいと考えております。

万が一事業所の閉鎖を余儀なくされた場合も、当センターは事業所を2拠点有していることから、1拠点で事業所閉鎖措置が取られた場合、もう一方の事業所（茨城県つくば市）で事業を継続することが可能と考えております。

しかしながら、アウトブレイクにより爆発的な感染拡大が全国的に生じた場合には、国として就業制限などの措置が出される可能性もありますので、2拠点とも同時に出勤制限措置等が取られた場合は、事業の継続は不可能になり、これまで通りの対応が出来なくなる可能性がございます。

緊急事態宣言が発令された中で、業務に支障を与える状況が発生する際は、事前に弊法人のホームページにてご連絡をさせていただきます。

皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

以上